

東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例

東大和市り災救助基金条例（昭和39年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の全部又は一部に、天災事変等」を「天災事変等の」に、「が発生したとき、救助を行うため」を「による東大和市の被災者の救助に」に、「り災救助基金」を「東大和市り災救助基金」に改める。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- （1）前条の趣旨に適合する寄附金の額
- （2）一般会計予算で定める額

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第4条中「東大和市一般会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条中「市長が」の次に「別に」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「本市の全部又は一部が天災事変に遭遇し、救助を必要とするとき」を「第1条の趣旨に適合する場合に限り」に、「処理する」を「処分する」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。